

## 船舶事故調査報告書

平成24年5月31日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年2月5日 11時35分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市長崎漁港南東方沖 大船渡市所在のコオリ埼灯台から真方位119° 1,770m付近 (概位 北緯39° 00.6′ 東経141° 46.6′)
事故調査の経過	平成23年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第七 <sup>とみ</sup> 富丸、1.3トン IT3-32125（漁船登録番号）、個人所有 7.5m (Lr) × 1.8m × 0.5m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数30、昭和60年3月27日 B 遊漁船 第一あけぼの丸、0.6トン IT3-44245（漁船登録番号）、個人所有 6.48m (Lr) × 1.50m × 0.64m、FRP ガソリン機関、30kW（漁船法馬力数）、平成12年5月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月24日 免許証交付日 平成20年8月4日 (平成26年5月9日まで有効) B 船長B 男性 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月2日 免許証交付日 平成21年8月17日 (平成27年6月13日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船側外板に亀裂 B 船首部外板に破口
事故の経過	A船は、船長及び甲板員が乗り組み、長崎漁港南東方の刺し網漁の漁場に向かった。 船長Aは、漁場に至り、定置網の近くで刺し網を南から北に向かって投網する際、右舷方にB船を認めたが、A船は定置網の近くで操業しているのでB船がA船を避けるものと思い、B船から目を離して刺し網の投入作業に注意を向けており、投網を終える頃、右舷前部に間近に迫るB船を認め、機関を後進にかけたが、平成23年2月5日11時35分ごろA船の

	<p>右舷前部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船尾からロープをとってB船をえい航し、甲板員が、倒れている船長Bを介抱してから、携帯電話で衝突を親族に知らせ、B船が沈んでいくので僚船に救助を頼み、船長Bと釣り客を僚船に移乗させ、僚船がB船を横抱きして長崎漁港に向かった。</p> <p>B船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、大船渡市綾里埼南西方沖の釣り場で遊漁を行ったのち、大船渡市碁石埼沖の釣り場に移動することにした。</p> <p>船長Bは、A船を認めて停まっているものと思い、A船を避けるつもりで11時10分ごろ針路を真方位約253°とし、約7ノットの対地速力で航行を始め、船尾右舷寄りに設置した幅が狭く高さが胸ぐらいの風除けの後方に立ち、右手で風除けに付けた丸棒をつかみ、左手で船外機のハンドルをつかんで操船に当たった。</p> <p>船長Bは、釣り客2人を船首部に座らせて航行し、左舷船首方からあがるしぶきが顔にかかり、前方が見えなくなるので眼鏡や顔を拭きながら操船しているうち、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、顔面を風除けに当てて気を失って倒れ、釣り客に起こされて衝突を知り、来援したA船の僚船に移乗し、長崎漁港から救急車で病院に搬送されて上顎骨折等と診断され、入院加療を受けた。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の初期</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、汽笛、有効な音響による信号を行うことができる携帯式エアホーンなどの装備がなかった。</p> <p>B船は、レーダー及びGPSプロッターの装備がなかった。</p> <p>船長Bは、遊漁船の運航の経験が約8年あった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="513 1218 815 1263">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1218 1457 1263">A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1263 815 1308">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1263 1457 1308">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1308 815 1352">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1308 1457 1352">A なし、B あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1352 815 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1352 1457 2065"> <p>A船は、長崎漁港南東方沖で刺し網の投網作業中、船長Aが、右舷方にB船を認めていたが、投網作業に注意を向け、B船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、B船が右舷方から接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船は定置網の近くで操業しているのでB船がA船を避けるものと思い、投網作業に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、長崎漁港南東方沖で釣り場を移動しようとして西南西進中、船長Bが、船首方に認めていたA船を避ける針路としていたが、しぶきが顔にかかると眼鏡や顔を拭きながら航行し、A船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、同針路から外れてA船に向首していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、風除けの後方で操船を行い、しぶき</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B あり	判明した事項の解析	<p>A船は、長崎漁港南東方沖で刺し網の投網作業中、船長Aが、右舷方にB船を認めていたが、投網作業に注意を向け、B船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、B船が右舷方から接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船は定置網の近くで操業しているのでB船がA船を避けるものと思い、投網作業に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、長崎漁港南東方沖で釣り場を移動しようとして西南西進中、船長Bが、船首方に認めていたA船を避ける針路としていたが、しぶきが顔にかかると眼鏡や顔を拭きながら航行し、A船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、同針路から外れてA船に向首していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、風除けの後方で操船を行い、しぶき</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B あり								
判明した事項の解析	<p>A船は、長崎漁港南東方沖で刺し網の投網作業中、船長Aが、右舷方にB船を認めていたが、投網作業に注意を向け、B船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、B船が右舷方から接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船は定置網の近くで操業しているのでB船がA船を避けるものと思い、投網作業に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、長崎漁港南東方沖で釣り場を移動しようとして西南西進中、船長Bが、船首方に認めていたA船を避ける針路としていたが、しぶきが顔にかかると眼鏡や顔を拭きながら航行し、A船に対する適切な見張りを行っていなかったことから、同針路から外れてA船に向首していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、風除けの後方で操船を行い、しぶき</p>								

		が顔にかかることから、眼鏡や顔を拭いているうち、A船を避ける針路から外れていったものと考えられる。
原因	<p>本事故は、長崎漁港南東方沖において、A船が刺し網の投網作業中、B船が釣り場に向けて西南西進中、船長Aが、投網作業に注意を向け、B船に対する適切な見張りを行っておらず、また、船長Bが、しぶきが顔にかかるので眼鏡などを拭きながら航行し、A船に対する適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他船を避ける予定で操船する際、他船との避航距離を十分にとること。</li> <li>・ 揚網作業中においても適切な見張りを行うとともに、汽笛を備えていない場合、自船の存在を示すことができるよう、携帯式エアホーンを備えるなど有効な音響信号を行うことができる手段を講じ、状況に応じて早期に注意喚起信号を行うこと。</li> </ul>	